地域商社やまぐち新商品開発補助金交付要綱

第１条（通則）

地域商社やまぐち新商品開発補助金（以下「補助金」という。）の交付については、

本要綱に定めるところによる。

第２条（定義）

本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ

による。

（１）地域商社やまぐち（または「地域商社やまぐち株式会社」）

地方創生に係る新たな施策・事業を積極的に推進するため、山口県と山口銀行が

締結した「地方創生に係る包括連携協定」に基づき、山口銀行が山口県との共同

構想の下、山口県産品を首都圏等の地域外へ売り込むため、山口銀行などの民間

出資により、平成29年10月に設立した株式会社をいう。

（２）加工事業者

山口県内に主たる事務所を有し、加工食品を生産する企業、団体及び個人をいう。

（３）加工食品

山口県産の農林水産物等を原材料として使用し、栄養価、嗜好性および保存性を

高める加工工程を経て製造された飲食料品をいう。

第３条（補助金の交付の目的）

この補助金は、加工事業者が行う新商品の開発等に要する費用の一部に対して補助金を交付することにより、地域商社やまぐちが取り扱う商品の充実を図り、山口県産品の首都圏等での販路拡大を促進することを目的とする。

第４条（補助金の交付対象者及び対象経費）

　この補助金は、加工事業者が行う別表1に掲げる事業であって、別表2に掲げる経費

のうち、株式会社YMFG ZONEプラニング（以下「YM-ZOP」という）が必要かつ適当と

認めるものについて、予算の範囲内において交付する。

第５条（補助率）

　この補助金の補助率、限度額及び期間は、別表２に掲げるとおりとする。

第６条（補助金の交付の申請）

１　加工事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1）を、

YM-ZOPに対し、別に定める期日までに提出しなければならない。

２　加工事業者は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税

および地方消費税に係る仕入控除税額｛助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費

税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109

号）及び地方消費税等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により

仕入れに係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて

得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。｝を減額して交付申請しなけ

ればならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない

ものについては、この限りでない。

第７条（補助金の交付の決定）

１　YM-ZOPは、前条の規定により交付申請書の提出があった場合において、審査委員会に諮った上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第2）を、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

２　YM-ZOPは、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の

交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付するものとする。

３　YM-ZOPは、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金

に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うことと

し、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

第８条（申請の取り下げ）

１　前条の規定により、補助金の交付決定の通知を受けたもの（以下「補助事業者」とい

う。）は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服が

あるときは、当該通知を受けた日から10日以内に申請の取り下げをすることができる。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定

はなかったものとみなす。

第９条（事業の内容又は経費の配分の変更）

１　補助事業者は、当該事業の内容または経費の配分を変更しようとするときは、予め、

変更承認申請書（様式第3）をYM-ZOPに提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、YM-ZOPが定める軽微な変更については、この限りでない。

２　第7条第2項の規定は、前項の承認について準用する。

第１０条（事業の中止又は廃止）

補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、予め、中止（廃止）

承認申請書（様式第4）をYM-ZOPに提出し、その承認を受けなければならない。

第１１条（債権譲渡の禁止）

補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は

一部を、YM-ZOPの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第１２条（事業の遅延又は遂行困難）

　補助事業者は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は

事業の遂行が困難となったときは、速やかに事業遅延等報告書（様式第５）をYM-ZOP

に提出し、その指示を受けなければならない。

第１３条（状況報告）

補助事業者は、補助金の交付決定の通知のあった年度の12月1日現在における事業の

遂行状況について、遂行状況報告書（様式第6）により翌月の20日までにYM-ZOPに

報告しなければならない。

第１４条（実績報告）

１　補助事業者は、当該事業が完了したとき又は第10条の規定による廃止の承認を受けた

ときは、その日から起算して20日を経過した日又は補助が終了する年度の3月8日の

いずれか早い期日迄に、実績報告書（様式第7）をYM-ZOPに提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税

額が明らかな場合は、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

第１５条（補助金の額の確定等）

　YM-ZOPは、前条第1項の報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必

要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確

定し、補助金額確定通知書（様式第8）を当該補助事業者に通知するものとする。

第１６条（補助金の支払等）

１　補助事業者は、前条の規定による通知に基づき補助金の交付を受けようとするときは、

精算払請求書（様式第9）をYM-ZOPに提出しなければならない。

２　YM-ZOPは、必要があると認めるときは、第7条第1項の規定による通知に係る金額の

範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

３　補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、様式第9

による概算払請求書をYM-ZOPに提出しなければならない。

第１７条（補助金の経理等）

　補助事業者は、補助金に係る経理の状況を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これ

らの書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければ

ならない。

第１８条（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助助成金の返還）

１　補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消

費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報

告書（様式第10）により速やかにYM-ZOPに報告しなければならない。

２　YM-ZOPは、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部

の返還を命じるものとする。

第１９条（財産の管理）

　補助事業者は、当該事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」

という。）について、当該事業の完了後も取得財産等管理台帳（様式第11）を備え、

その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

第２０条（財産の処分の制限）

１　取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が、50万円

以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

２　前項の財産の処分を制限する期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭

和40年3月31日大蔵省令第15号）に基づくものとし、その該当償却期間においては、

適切に整備、保管すること。

第２１条（財産の処分）

１　補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得

財産等を処分しようとするときは、取得財産の処分承認申請書（様式第12）を予め

YM-ZOPに提出し、承認を受けなければならない。

２　YM-ZOPは、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあること

が見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部をYM-ZOPの指定する口座に納付さ

せることができるものとする。

３　財産処分によるYM-ZOPへの納付額の算出の方法は、次の算出によるものとする。

Ｅ＝（Ａ－Ｂ）×（Ｄ／Ｃ）

Ａ：当該財産処分したことにより得た収入

ただし、目的外使用する場合は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に基づき減価償却した後の価格をもって処分したことにより得た収入とみなす。

Ｂ：補助事業の終了後に加えられた加工費、処分のための撤去費等の費用

Ｃ：当該財産処分にかかった補助対象経費

Ｄ：Ｃに対する当該補助金の確定額

Ｅ：YM-ZOPへの納付額

４　第３項の規定に基づき、財産処分による納付額（Ｅ）の納付を命じたときは、補助事

業者は、速やかにYM-ZOPに納付するものとする。

５　第１項の処分において、補助事業者が補助事業の成果を活用して実施する事業に使用

するために取得財産等を転用する場合は、同項の規定に基づく承認申請に際してその

旨を明記するとともに、証拠書類を添付することにより、第2項に基づく納付義務が

免除される。ただし、補助期間内における転用、補助事業の成果と関係のない事業活

動への転用、転用に伴い設備の所有者の変更を伴うもの、及び事前の承認手続きを得

ていない転用については認めないものとする。

第２２条（実施結果の事業化）

１　補助事業者は、補助事業の実施の結果の事業化に努めるものとする。

２　補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後及びその後５年間、毎会計年度終了後２０日以内に当該補助事業に係る過去１年間の事業化等の状況について、事業化等状況報告書（様式第１３）をYM-ZOPに提出しなければならない。

第２３条（産業財産権等に関する届出）

　補助事業者は、事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案または意匠権等（以下「産業財産権等」という）を当該事業年度又は事業年度終了後５年以内に出願若しくは取得した場合またはそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なくその旨を記載した産業財産権等届出書（様式第１４）をYM-ZOPに提出しなければならない。

第２４条（報告及び検査）

　YM-ZOPは、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告を求め、またはその職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第２５条（補助金の交付の決定の取り消し等）

１　YM-ZOPは、補助事業者が次の各号の一に該当する時は、補助金の交付決定の全部

　　または一部を取り消すことができる。

　　（１）この要綱に違反したとき。

　（２）第７条第２項（第９条第２項において準用する場合を含む。）の規定により

　　　　　付した条件に違反したとき。

（３）事業の実施方法が不適当であると認められるとき。

２　YM-ZOPは、前項の規定により補助助成金の交付の決定を取消した場合において、当該

取り消しに係る部分について既に補助金が交付されている時は、期限を定めて当該取

消しに係る部分の補助金の返還を命ずるとともに、その命令に係る補助金に対して、

補助金受領の日から納付の日までの日数に応じて年利１０．９５％の割合を乗じた

加算金を徴するものとする。

３　YM-ZOPは、前項の規定により補助金の返還を命じた場合において、これが返還すべき

日までに納付の期日までに納付されなかったときは、返還すべき日納付日の翌日から

納付の日までの日数に応じて年利１０．９５％の割合を乗じた加算金を徴するものと

する。

第２６条（その他）

　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成30年6月18日から施行する。

別表１

地域商社やまぐち新商品開発補助金に関する事業

全国に向け販売する加工食品であって、以下の１（１）から（４）までのいずれかの要件に該当する２に掲げる事業

１　補助対象の要件

（１）主要原材料または特徴のある原材料として、山口県産品を使用している商品

（２）山口県産としてのストーリー性や製法にこだわりのある商品

（３）新しい技術や技法を利用した商品、既存の技術・技法を応用した従来にない商品

（４）山口県の歴史や文化、地域資源を活用・工夫した商品

２　補助金の交付の対象となる事業

（１）新商品の開発研究に関する事業

（２）新商品の事業化に関する事業

ア　商品化のための試作、改良

イ　デザイン及び容器包装等の改良

ウ　分析・市場調査

（３）その他、新商品開発事業として株式会社YMFG ZONEプラニングが適当と認めたもの

別表２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象者/補助率/補助限度額/期間 | 対象経費 | |
| 経費区分 | 内　容 |
| 山口県内に主たる事務所を有する事業者  ・補助率：2/3以内  ・補助金交付限度額：1件当たり1,500千円以内  ・期間：1年以内 | 謝金 | 専門家謝金 |
| 旅費 | 専門家旅費、職員旅費 |
| 研究開発  事業費 | 原材料費、機械装置又は工具器具の購入・借用、製造・改良、据付け、保守又は修繕に関する経費、産業財産権等に導入に要する経費、外注費（試験、検査等を含む）、コンサルタント料、調査研究費、容器包装のデザイン費・型代・製版費 |
| 庁費 | 印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借損料、消耗品費、雑役務費 |
| 委託費 | 研究開発事業費の一部を委託する経費 |